

群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程 (令和 5 年 3 月 31 日警察本部告示第 2 号)

最終改正:令和 5 年 3 月 31 日警察本部告示第 2 号

改正内容:令和 5 年 3 月 31 日警察本部告示第 2 号[令和 5 年 4 月 1 日]

○群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程

令和 5 年 3 月 31 日警察本部告示第 2 号

群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程を次のように定める。

群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程

(趣旨)

第 1 条 この告示は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）及び群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年群馬県条例第 76 号。以下「条例」という。）の施行に関し群馬県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が保有する個人情報の保護に関する事務等について必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿)

第 2 条 法第 75 条第 1 項の帳簿は、個人情報ファイル簿（別記様式第 1 号）によるものとする。

(個人情報保有事務登録簿)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項に規定する個人情報保有事務登録簿は、保有個人情報（特定個人情報に係るものを除く。）に係るものにあつては別記様式第 2 号により、特定個人情報に係るものにあつては別記様式第 2 号及び別記様式第 3 号により作成するものとする。

(保有個人情報開示請求書)

第 4 条 法第 77 条第 1 項の書面は、保有個人情報開示請求書（別記様式第 4 号）によるものとする。

2 条例第 4 条の県の機関等が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法定代理人又は本人の委任による代理人が法人の場合にあつては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (2) 開示請求をする者の連絡先
- (3) 法第 87 条第 1 項に規定する開示の方法のうち、開示請求をする者が希望する開示の方法
- (4) 法定代理人又は本人の委任による代理人が開示請求をする場合にあつては、本人の氏名等

(保有個人情報開示決定通知書等)

第 5 条 法第 82 条第 1 項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（別記様式第 5 号）
- (2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書（別記様式第 6 号）

2 法第 82 条第 2 項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書（別記様式第 7 号）によるものとする。

(開示決定等の期間の延長)

第 6 条 条例第 5 条第 2 項後段の書面は、決定期間延長通知書（保有個人情報開示請求）（別記様式第 8 号）によるものとする。

2 条例第 6 条後段の書面は、決定期間特例延長通知書（保有個人情報開示請求）（別記様式第 9 号）によるものとする。

(事案移送通知書)

第 7 条 法第 85 条第 1 項の規定による他の行政機関の長等への事案の移送は、保有個人情報の開示請求に係る事案移送書（別記様式第 10 号）により行うものとする。

2 法第 85 条第 1 項後段の書面は、保有個人情報の開示請求に係る事案の移送通知書（別記様式第 11 号）によるものとする。

(第三者保護に関する手続)

第 8 条 警察本部長は、法第 86 条第 1 項の規定による通知を書面で行うときは、保有個人情報の開示に係る意見照会書（法第 86 条第 1 項適用）（別記様式第 12 号）により行うものとする。

2 警察本部長は、法第 86 条第 2 項の規定による通知を書面で行うときは、保有個人情報の開示に係る意見照会書（法第 86 条第 2 項適用）（別記様式第 13 号）により行うものとする。

3 法第 86 条第 1 項及び第 2 項の意見書は、保有個人情報の開示に係る意見書（別記様式第 14 号）によるものとする。

4 法第 86 条第 3 項後段の書面は、保有個人情報を開示決定した旨の通知書（別記様式第 15 号）によるものとする。

(文書等の写しの交付方法)

第 9 条 法第 87 条第 1 項の規定による文書又は図画（以下「文書等」という。）に記録されている保有個人情報の写しの交付は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、第 3 号に掲げる方法については、警察本部長が、その保有する処理装置により、容易に当該保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。

- (1) 当該文書等を乾式の複写機により日本産業規格 A 列 3 番（以下「A 3 判」という。）以下の大きさの用紙に白黒で複写したものの交付
- (2) 当該文書等を乾式の複写機により A 3 判以下の大きさの用紙にカラー（白黒以外の単色を含む。以下同じ。）で複写したものの交付
- (3) 当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X 0606 及び X 6281 又は X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付（電磁的記録の開示方法）

第 10 条 法第 87 条第 1 項の行政機関等が定める方法は、次に掲げる方法によるものとする。ただし、警察本部長が、その保有する処理装置により、容易に当該文書等の開示を実施することができる場合に限る。

- (1) A3判以下の大きさの用紙に出力したもの又はその写しの閲覧又は交付
- (2) 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
- (3) 光ディスクに複写したものの交付
(閲覧の制限等)

第11条 警察本部長は、保有個人情報が記録されている文書等又は電磁的記録の閲覧又は視聴をする者が当該文書等若しくは電磁的記録又はその内容を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該文書等又は電磁的記録の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

- 2 保有個人情報の開示を行う場合において、当該開示に係る保有個人情報が記録されている文書等又は電磁的記録の写し等を交付するときの交付部数は、当該文書等又は電磁的記録1件につき1部とする。

(開示の実施の方法等の申出)

第12条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（別記様式第16号）によるものとする。

(送付に要する費用の納付方法)

第13条 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第28条第4項後段の規則で定める方法は、現金、郵便切手又は郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する為替証書とする。

(保有個人情報訂正請求書)

第14条 法第91条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求書（別記様式第17号）によるものとする。

- 2 条例第8条の県の機関等が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法定代理人又は本人の委任による代理人が法人の場合にあっては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (2) 訂正請求をする者の連絡先
- (3) 法定代理人又は本人の委任による代理人が訂正請求をする場合にあっては、本人の氏名等
(保有個人情報訂正決定通知書等)

第15条 法第93条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書（別記様式第18号）によるものとする。

- 2 法第93条第2項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書（別記様式第19号）によるものとする。

(訂正決定等の期間の延長)

第16条 法第94条第2項後段の書面は、決定期間延長通知書（保有個人情報訂正請求）（別記様式第20号）によるものとする。

- 2 法第95条後段の書面は、決定期間特例延長通知書（保有個人情報訂正請求）（別記様式第21号）によるものとする。

(事案移送通知書)

第17条 法第96条第1項の規定による他の行政機関の長等への事案の移送は、保有個人情報の訂正請求に係る事案移送書（別記様式第22号）により行うものとする。

- 2 法第96条第1項後段の書面は、保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書（別記様式第23号）によるものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第18条 法第97条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（別記様式第24号）によるものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第19条 法第99条第1項の書面は、保有個人情報利用停止請求書（別記様式第25号）によるものとする。

- 2 条例第9条の県の機関等が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法定代理人又は本人の委任による代理人が法人の場合にあっては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (2) 利用停止請求をする者の連絡先
- (3) 法定代理人又は本人の委任による代理人が利用停止請求をする場合にあっては、本人の氏名等
(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第20条 法第101条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（別記様式第26号）によるものとする。

- 2 法第101条第2項の書面は、保有個人情報不利用停止決定通知書（別記様式第27号）によるものとする。

(利用停止決定等の期間の延長)

第21条 法第102条第2項後段の書面は、決定期間延長通知書（保有個人情報利用停止請求）（別記様式第28号）によるものとする。

- 2 法第103条後段の書面は、決定期間特例延長通知書（保有個人情報利用停止請求）（別記様式第29号）によるものとする。

(補則)

第22条 この告示に定めるもののほか、個人情報の保護に関する事務等については、知事が保有する個人情報の保護に関する事務等の例による。

附 則

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 群馬県個人情報保護条例施行規程（平成18年群馬県警察本部告示第1号）は、廃止する。

- 3 前項の規定の施行の日前に、次に掲げる請求がされた場合における条例附則第2条の規定による廃止前の群馬県個人情報保護条例（平成12年群馬県条例第85号。以下「旧条例」という。）に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

- (1) 旧条例第12条の開示請求
 - (2) 旧条例第22条の訂正請求
 - (3) 旧条例第25条の5の利用停止請求
-